(案)

消費経済審議会

令和5年1月30日

消費経済審議会会長 小塚 荘一郎 殿

消費経済審議会製品安全部会 部会長 三上 喜貴

消費生活用製品安全法の特定製品の指定について (答申)

令和4年1月27日付けにて当部会に付託されました標記の件について、下 記のとおり答申案をまとめましたので報告します。

記

磁石製娯楽用品及び吸水性合成樹脂製玩具を消費生活用製品安全法の特定製品に指定することが適当である。

消費経済審議会

令和5年 月 日

経済産業大臣 西村 康稔 殿

消費経済審議会会長 小塚 荘一郎

消費生活用製品安全法の特定製品の指定について(答申)

令和4年1月27日付け20230120保第6号をもって当審議会に諮問がありました標記の件については、下記のとおり答申します。

記

磁石製娯楽用品及び吸水性合成樹脂製玩具を消費生活用製品安全法の特定製品に指定することが適当である。